

地震に対する安全性認定制度について

2013年（平成25年）11月に施行された改正耐震改修促進法（※1）において、耐震性が確保されている旨の認定を受けた建物（耐震改修を行った建物等）が「安全性の基準に適合している旨」の表示を掲げることができる制度が創設されました。

申請に必要な書類をご提出いただくと、認定通知書の発行と希望者の方を対象に表示マークの発行をおこないます。申請窓口は、すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）です。

1. 対象

耐震性が確保されている、住宅を含むすべての建築物が対象です。

建築物が建てられた時期によって、以下の2つに分かれます。

① 1981年（昭和56年）5月31日以前
に着工されたもの（旧耐震）（※2）

<対象>

- ・耐震診断で耐震性あり
- ・耐震改修済み 建築物

（確認済証及び検査済証の写しの提出が必要）（注）

（耐震診断又は耐震改修計画の評価書が必要）（注）

② 1981年（昭和56年）6月1日以
降に着工されたもの（新耐震）

<対象>

- ・全ての建築物

（確認済証及び検査済証の写しの提出が必要）

（注）神戸市の耐震診断、耐震改修補助を受けた場合は不要

2. 認定通知書、表示マークの発行について

（1）認定通知書の発行

全ての認定について、認定通知書を発行します。

（2）表示マークの発行

耐震性がある旨が認定されたものに対しては、希望者を対象に認定通知書とあわせて、建物の屋外掲示ができる表示マークを発行します。

（ステッカータイプとプレートタイプがあります。）

（3）発行手数料について

認定通知書及び表示マークの発行は、手数料不要です。

（別途、建築士の書類作成費用等が必要な場合があります。）

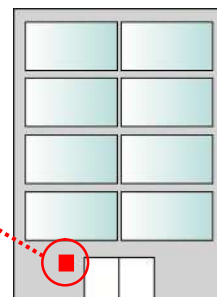
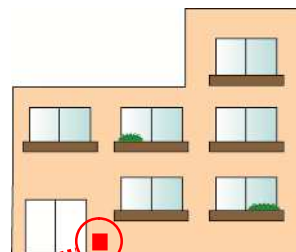


認定通知書（紙）



表示マーク

（ステッカーまたはプレート）

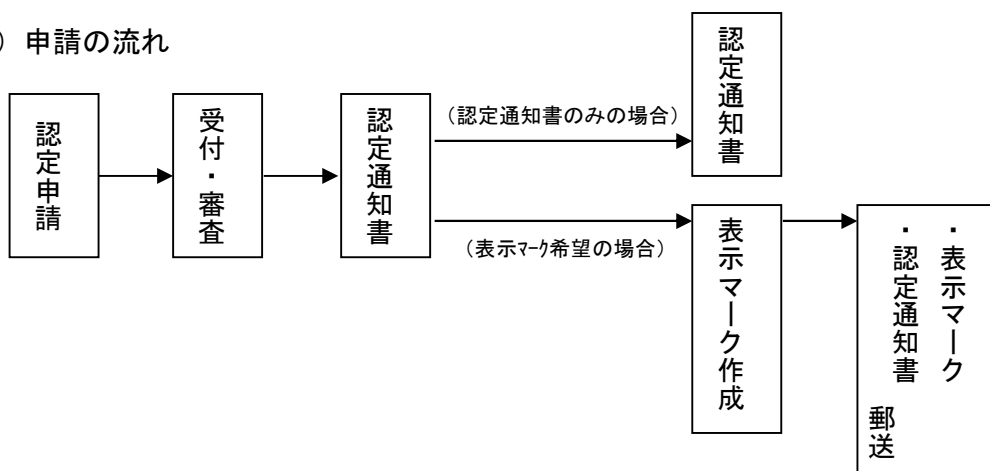


3. 認定の申請について

(1) 受付窓口

すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）

(2) 申請の流れ



申請に必要な書類、具体的な手続き等については、すまいるネットまでお問合せください。

4. 問い合わせ先

すまいるネット（神戸市すまいの安心支援センター）

受付時間：午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分まで

定休日：水・日曜、祝日（年末年始、ゴールデンウィーク、お盆等）

住所：神戸市長田区二葉町 5 丁目 1 番 1 号 アスタくにづか 5 番館 2 階

電話番号：078-647-9933

FAX：078-647-9912

(※1) 建築物の耐震改修の促進に関する法律

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、1995 年（平成 7 年）10 月 27 日に成立した法律です。地震による建物の倒壊等の被害から国民を保護するために、建築物の耐震改修の促進を目的とします。東日本大震災の甚大な被害の経験から、今後想定される南海トラフ巨大地震等に対応するため、2013 年（平成 25 年）に改正されました。

(※2) 旧耐震基準の建物

1981 年（昭和 56 年）5 月 31 日以前に着工された住宅は、建築基準法改正前の旧基準で建てられています。そのため、地震に対する強度が不足している可能性があり、認定を受ける為には、耐震性を確認する為の耐震診断や、耐震性を確保するための耐震改修工事の実施が必要です。

このマークは、建築物の所有者からの申請により任意に表示されるものです。
したがって、マークが表示されていない建物であっても耐震性が確保されていない
というものではありません。